

**放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則  
第24条に規定する帳簿等の記載に関するガイドライン案  
に関するパブリックコメント（意見公募手続）の実施について**

---

平成21年9月12日  
文 部 科 学 省  
科学技術・学術政策局  
原子力安全課放射線規制室

この度、文部科学省では、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第24条に規定する帳簿等の記載に関するガイドラインの制定を予定しております。

つきましては、本件に関し、行政手続法第39条などに基き、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第24条に規定する帳簿等の記載に関するガイドライン案について、パブリック・コメント（意見公募手続）を実施いたします。

御意見等がございましたら、下記の要領にて御提出ください。

**【1. 案の具体的内容】**

→【別添】参照

**【2. 意見の提出方法】**

(1) 提出手段 郵送・FAX・電子メール  
(電話による意見の受付は致しかねますので、御了承ください)

(2) 提出期限 平成21年10月11日 必着

(3) 宛先

住所：〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2  
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課放射線規制室 宛  
FAX番号：03-6734-4048

電子メールアドレス：[genhosya@mext.go.jp](mailto:genhosya@mext.go.jp)

(判別のため、件名は【ガイドライン案への意見】として下さい。また、コンピューターウイルス対策のため、添付ファイルは開くことができません。必ずメール本文に御意見を御記入ください)

**【3. 意見提出様式】**

「帳簿等の記載に関するガイドライン案への意見」

- ・氏名
- ・性別、年齢
- ・職業（在学中の場合は「高校生」「大学生」など在学习する学校段階を表記。）
- ・住所
- ・電話番号
- ・意見

※複数の論点について御意見をお寄せいただく場合には、とりまとめの都合上、論点毎に別様としてください。（1枚1意見、1メール1意見としてください。）

**【4. 備考】**

- ① 御意見に対して個別には回答致しかねますので、あらかじめ御了承願います。
- ② 御意見については、氏名、住所、電話番号を除いて公表されることがあります。なお、氏名、住所、電話番号については、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。

(科学技術・学術政策局原子力安全課放射線規制室)